

ポーランド現地調査報告

期間：令和8年3月23日（月）～3月27日（金）

調査者：厚生労働省2名

調査施設：牛と畜場・カット施設（2施設）、牛肉加工品製造施設（1施設）

1 調査の目的

ポーランドから輸入される牛肉等について、現行の月齢制限 30 か月齢以下から制限なしへの見直しを検討するにあたり、EU 規則を踏まえたポーランドの国内規制に基づく管理体制、及び現行の対日輸出プログラムの遵守体制、特に、月齢確認、SRM の除去、トレーサビリティ並びに分別管理等について確認を行った。

また、牛肉加工品の輸出再開要請を受け、牛肉加工品製造施設における原料牛肉の管理や原料受入から出荷までの分別管理について確認を行った。

2 調査結果

(1) 対日輸出認定施設（と畜場及びカット施設）

ア 生体検査

施設を管轄する獣医当局の獣医官による生体検査が実施されていた。歩行困難等の動物に対しては、専用の係留エリアが設けられていた。

イ 月齢確認（耳標及び書類による確認）

トレーサビリティ制度に基づき、各個体の生年月日、原産国、牛の種類、農場、移動履歴等の情報をデータベースで管理し、1頭毎に個体管理が適切に行われていた。

ウ SRM の除去

EU 規則に基づく SRM（12 か月齢超の頭蓋及び脊髄）及び対日輸出プログラムで求めている SRM の除去（舌扁桃や回腸遠位部等）について、獣医当局の監督の下、各施設において手順を策定し、交差汚染防止策が図られた上で適切に除去・廃棄が行われていた。

エ 分別管理

対日輸出向け牛肉や月齢の若い牛を1日の最初に処理する、ラベルを付す、専用レールを用いる、他の製品と混在しないように間隔をあけて処理する、保管場所を定める等により、適切な区分管理が行われていた。

オ 製品出荷

出荷時には、積み込むトラックが清潔であるか等を含め、施設における出荷前の点検が実施されていた。

カ 施設の衛生管理

EU 規則及びポーランド国内法に基づき、HACCP 原則に基づく管理が導入・維持されており、管理基準のモニタリングや微生物検査を通し、適切な衛生管理が実施されていた。

キ 書類及び記録の確認

モニタリング記録、トレーサビリティの記録、微生物検査記録等を確認した。これらは、適切に記録されており問題は認められなかった。

(2) 牛肉加工品製造施設

ア 原料肉の受入

受け入れ時には原料の原産国、処理施設、品質、温度等が受入規格に合うものかを確認していた。また、対日輸出認定施設で処理された、対日輸出条件を満たす原料牛肉のみを使用することについても、受入時に確認を実施する旨の説明があった。

イ 分別管理

製造日や区域を分けることにより、区分管理を実施しており、対日輸出の製造においても適切な区分管理を行うことが可能な体制であった。

ウ 製品出荷

と畜場・カット施設同様、施設における出荷前の点検が実施されていた。

エ 施設の衛生管理

と畜場・カット施設同様、HACCP 原則に基づく管理が導入・維持されており、管理基準のモニタリングや微生物検査を通し、適切な衛生管理が実施されていた。

オ 書類及び記録の確認

製造工程のモニタリング記録、微生物検査記録等を確認した。これらは、適切に記録されており問題は認められなかった。

(3) 獣医当局による管理監督、証明書の発行

上記(1)及び(2)の両者において、生体検査及びと畜後検査の他、各施設におけ

る HACCP による管理を含めた衛生管理全般について、群の獣医官（任命された検査官を含む）による監視指導がなされており、その結果に基づき施設の改善がなされていることを確認した。また、生産量及び製品のリスクに応じた頻度で、群の獣医官による定期的な監査が行われており、あわせて、県の獣医当局によって群の獣医官のパフォーマンス評価が実施されていた。

また、既に日本やその他の国へ輸出実績のある施設においては、輸出証明書を発行するにあたり、群の獣医官が施設に赴き、証明書に記載される情報と貨物の同一性や各輸先からの要件に従っているかを確認の上、証明書の発行が行われていた。

3 総括

EU 規則及び国内法に基づくトレーサビリティ制度によってシステムやラベル、耳標等の情報を活用し、製品から枝肉、枝肉から個体牛、個体牛から農場の情報までの追跡が可能であるとともに、牛の月齢確認が実施されている。加えて、牛の解体処理、原料牛肉の受入れから最終製品の出荷まで、必要な分別管理（SRM 除去に係る 30 か月齢超の牛の分別を含む）が実施されていることを確認した。

また、ポーランド農業村獣医検査庁が対日輸出に関する指示書を策定/改定し、その指示書に基づいて、群の獣医当局が対日輸出施設の認定、管理、監督を実施することで、各施設において SRM の除去を含む対日輸出プログラムに沿った管理を行う体制が確保されている。

以上の調査結果から、対日輸出プログラムに適合した牛肉、内臓及びそれらの加工品の輸出が可能な状況であることが確認できた。